

「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」設置要綱

(名称)

第1条 本会は「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の範囲をいう。）において、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、県域を超えた連携（以下「広域的な連携」という。）が必要となる災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携について検討することを目的とする。

(検討事項等)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について情報共有及び検討を行うものとする。

- 一 各構成員が実施又は検討している災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- 二 九州ブロックにおける大規模災害発生時の廃棄物対策に関し、各主体の取組の支援方策及び広域的に連携して取り組むことが望まれる事項についての検討
- 三 九州ブロック以外で実施又は検討されている災害時の廃棄物対策に関する情報であって、各構成員が必要とする情報の共有
- 四 その他、本協議会での検討が必要な事項

(構成員等)

第4条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。
なお、必要に応じて別表以外の関係者の出席を求めることができる。

(オブザーバー)

第5条 各構成員が推薦する者がオブザーバーとして協議会に参加することを妨げない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、環境省九州地方環境事務所資源循環課におく。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成27年7月29日から施行する。

一部改定：平成31年4月1日

一部改定：令和2年4月1日

一部改定：令和3年4月1日

一部改定：令和6年4月1日

別表

構成員名簿

自治体	福岡県環境部廃棄物対策課長 佐賀県県民環境部循環型社会推進課長 長崎県県民生活環境部資源循環推進課長 熊本県環境生活部環境局循環社会推進課長 大分県生活環境部循環社会推進課長 宮崎県環境森林部循環社会推進課長 鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課長 沖縄県環境部環境整備課長 北九州市環境局循環社会推進部循環社会推進課長 福岡市環境局循環型社会推進部計画課長 久留米市環境部施設課長 長崎市環境部廃棄物対策課長 佐世保市環境部環境政策課長 熊本市環境局資源循環部廃棄物計画課長 大分市環境部ごみ減量推進課長 宮崎市環境部環境政策課長 鹿児島市環境局資源循環部資源政策課長 那覇市環境部環境政策課 担当副参事
民間団体	公益社団法人全国産業資源循環連合会九州地域協議会会長
有識者	九州大学—大学院工学研究院環境社会部門—島岡教授 一般財団法人九州環境管理協会 島岡 隆行 名古屋大学 減災連携研究センター 平山准教授平山 修久
国の機関	国土交通省九州地方整備局防災室長 内閣府沖縄総合事務局開発建設部防災課長 環境省九州地方環境事務所資源循環課長